

[平成26年 第1回定例会]-[03月04日-04号]-P. 141

◆36番(織田勝久) 私は、民主党川崎市議会議員団を代表いたしまして、平成26年第1回定例会に提案されました予算案を初めとする諸議案並びに市政一般の課題について質問をいたします。

間もなく本年も3月11日を迎えるわけであります。あの東日本大震災から早いもので3年の月日が経過をしようといたしてしております。被災された方々に思いをはせながら、一日も早い復興と平穏な日常を取り戻されますように改めて祈念する次第であります。もちろん、私どもも防災・減災への日常の備えを怠るわけにはまいりません。

さて、昨年秋に市長が交代し12月定例会を経験いたしました。いまだに新市長の市政全般にわたる問題認識、問題意識を明確に把握するに至っておりません。新市長が誕生して初めての予算議会であります。選挙公約との整合性、増大した経常経費と持続可能な市政運営の手法、さらには財政収支の見通しと財政規律のあり方など、市長の見解をただす大切な定例会と認識をいたしております。

以上の問題意識から、この議会での質疑が市民生活の真の向上につながるような有益な議論となるように期待を込めまして、以下質問してまいりたいと思います。

平成26年度施政方針について、市長に何点か伺います。

まず、暮らしの安心を保障する取り組みとして、生活保護制度の適正実施を図るとしてありますが、現在の生活保護の実態をどのように認識され、適正実施に向けどのような方策を展開するのか伺います。

次に、小児医療費の助成について、拡充の範囲や実施時期について検討を進め、平成27年度以降の拡充に向けて準備を進めるとしてあります。本市におけるゼロ歳から小学校1年生までの保険医療費自己負担額の助成に対する市長の現状認識を伺います。平成26年度の具体的検討内容について伺います。また、最終的な実施範囲をどのように想定されているのか伺います。

次に、学校施設において、教室の木質化による教育環境の整備による効果及び校舎の断熱化による環境対策についての効果と、それぞれ平成26年度の具体的な実施内容を伺います。

次に、川崎縦貫道路について、東京外かく環状道路との一本化を含めた幅広い検討を行うとしてありますが、実施に当たっての現状認識と課題、早期具体化に向けた平成26年度の取り組みについて伺います。

次に、川崎駅周辺の荷さばきスペースの公共空間や民間駐車場を活用する社会実験について、スペースの有無や活用にあたっての条件整備、周知、実施についてどのようなスケジュールで取り組むのか伺います。

次に、公衆無線LANの環境整備に向けた取り組みについて伺います。インターネット環境を整備するに当たり、活用するターゲットをどのように想定するかによって手法や経費等が大きく変わってくると仄聞しています。市長の掲げるWi-Fi化のイメージについて再度見解を伺っておきます。

次に、平成26年度予算について市長に伺います。一定の福田カラー予算の編成ができたとのことであります。果たして本当にそうでしょうか。一般会計予算の6,171億円は過去2

番目の規模であり、歳入を支える市税収入が、市民税や固定資産税などの伸びにより、前年度より78億円増による2,922億円と過去最大を見込めることや、消費税の引き上げ等により交付金が37億円も増加する見込みなど、経常経費を新規に積み上げる予算編成のタイミングとしては非常に幸運に恵まれたと考えます。極論するならば、これまでの阿部市政の施策効果と外的な要因である税収等の増により、今回の福田カラー予算が演出できたとも言いかえることができると思います。平成26年度の予算案の内容を検証すると、基本的には現総合計画に基づく延長、継続事業が大半であり、前阿部市長踏襲予算と見まがうばかりであります。

そこで、平成26年度予算編成に至る過程において、既存事務事業の見直し、もしくは削減された代表的な事業について伺います。既存事務事業の見直し過程での削減額の合計額についても伺います。次に、市長の公約に基づいて新規に予算化された代表的な事業と、新規に予算化された事業予算の合計額について伺います。

次に、平成26年度予算案についてで示された特に重点的に取り組む事業の紹介では、これまで平成25年度川崎市予算案についてで示されていた重点的・戦略的に取り組む施策の展開から見ると、10項目立てが9項目に減少、施策数は41から30事業と実に11事業も減少しています。また、それぞれの当初予算による前年度との事業費の増減を比較対照した年度予算の主な事業を平成25年度と26年度の当初予算で比較をすると、予算の明示がある施策は145から109へと36施策も減少しており、前市政と比較した場合、市政運営全体の停滞が予算案から懸念されます。それぞれどのような理由で減少となったのか伺います。

次に、平成27年度以降、保育事業や中学校給食などの経常経費が増大することが見込まれます。今後の収支見通しにおいても、投資的経費の増などから平成27年度以降に収支不足が見込まれ、これが拡大していくことが想定されるとあります。恒常的な財源の確保策について伺います。

次に、市債の活用には積極的なお考えのようではありますが、財政フレームがない中で、平成27年度以降の市債の活用方針と後年度負担の考え方について伺います。

次に、市税収入が大幅に増収したにもかかわらず、財政の健全指標であるプライマリーバランスが10年ぶりに42億円の赤字となりました。この原因と、平成27年度以降は黒字に回復するとの根拠を伺います。

次に、財政収支の中長期推計について市長に伺います。9月に算定した財政収支の中長期推計によれば、一定の経済成長と職員削減などを見込んだ最も楽観的なケースにおいても、平成26年度は101億円の収支不足が見込まれるとし、その後も社会保障関係費の増大などからさらなる収支不足が見込まれる前提での予算編成となりました。平成26年度当初予算では、市税収入の増加や人件費の減などにより収支不足が解消したとしています。しかし、一般会計当初予算では、平成24年度減債基金活用額67億円、平成25年度減債基金活用予定額60億円、合計127億円を含んだ予算であることを忘れてはなりません。今回示された今後の収支見通しには減債基金活用額を明示すべきと考えます。見解を伺います。また、今後3年間の収支見通しでは、市税収入を年度20億円余の増加と見込む一方、収支額では平成27年度マイナス44億円、平成28年度はマイナス92億円としています。総合計画や実行計画、財政フレームなどが示されない中で、どのような想定で算出されたのか伺います。平成24年度減債基金活用額67億円の返済見通しについても伺います。

次に、市財政における消費増税の影響について市長に伺います。税率の引き上げによる本市の平成26年度予算における増収額は26億円余で、平年度化時の3割程度を見込んでいます。その一方で、歳出における消費増額分は43億円と試算され、消費増税の影響だけを見れば、実質的には約17億円もの支出の増と予測されます。消費税自体は景気に左右されにくい税目とされていますが、平成9年の前回の税率引き上げ当時の日本は、不良債権問題やアジア通貨危機による景気減速などの要因から、せつかくの増税による税収見込みが大幅に下回った事実があります。そこで、予算策定に当たってどのような経済的要因を勘案しながら、消費税引き上げによる財源を活用した取り組みを予算に反映したのか。さらに、次々年度以降、当面の短期的推移の考え方について伺います。

次に、行財政改革について市長に伺います。本市は、平成14年の財政危機宣言以降、行財政改革を最重要課題と位置づけ、特に人件費の削減を含め、7年間で減債基金からの新規借入れをなく収支均衡を図るという目標を平成21年に達成し、平成15年に活用した減債基金からの借入れも一括返還することができました。しかし、リーマンショック以降の世界的な経済危機以降、本市財政は大変厳しい状況が続いております。本市は人口145万人を超え、財政規模も総額で1兆3,000億円を超えています。今後、ますます高まる市民ニーズに応えていくためには、必要な人材確保や育成、適材適所の職員配置等が不可欠であると考えます。今回のプログラム案における職員数の今後の推移についての考え方を伺います。

次に、新総合計画の策定について市長に伺います。さきの施政方針において、平成26年度から2年程度かけて策定するとの方針が示されました。この策定を見るまでは、施政方針、予算案及び行財政運営に関する改革プログラム案によって運用していくとのことです。従来の改革プランとの相違点について伺っておきます。

また、このことは上位計画のない事務事業や財政フレームのない財政運用が2年間にわたり行われることを意味します。新たな総合計画の策定に2年間に要するとのことですが、時代環境の急激な変化、具体的な事業計画の策定、さらに財政フレームの確立などの点からも、総合計画の早急な策定が必要と考えます。見解を伺います。

次に、計画行政のもとにおいても、時代の環境変化が著しいために計画が追いつかない、もしくは計画外事業も積極的に取り入れていかなければならない場合も想定されます。市民の声を反映させながら、計画的に機動的に対応できる今日的な計画行政のあり方について見解を伺います。次に、平成17年に策定された川崎市新総合計画をどのように評価しているのか。また、継承すべき点と改善すべき点について考え方を伺います。次に、現実行計画の継続性や、新たに発生している喫緊の課題などに対しては、どのようにして新しく策定する上位計画とのそごを来さないように進めていくのか伺います。

次に、地域の寺子屋について伺います。まず、事業の導入目的について市長に伺います。

次に、具体策について教育長に伺います。各校ごとに実施する際、一定の目安や考え方が必要と考えますが、伺います。また、各事業校の責任者、開催日数、曜日、事業内容の選定者と選定方法について伺います。学校との調整役や事務局体制、安全体制に対する考え方についても伺います。今年度は7校でモデル事業を実施し、1校当たりの経費が80万円とその他の経費を含む予算が666万円と設定されていますが、この予算で予定している実施内容について伺います。また、事業開催時に想定される子どもたちの参加率と実施効果

について伺います。

次に、指定管理者制度及び民間活用推進委員会について市長に伺います。我が会派は、指定管理者制度の運用に伴う公平性、透明性を担保するため、これまで民間活用推進委員会の導入を積極的に提言してまいりました。導入から3年以上が経過し、民間活用推進委員会設置要綱等を適宜見直しながら、よりよい制度設計を行政とともに構築してきましたが、改善すべき点はいまだ多く見受けられます。本年1月には、設置要綱第4条を指定管理予定者の審査等を行う委員の選任について、公正かつ適正に行われるよう改正したところですが、今後、これをどのように担保していくのか。委員に対し宣誓書に署名をしていただくなど何らかの形で残すことも必要と考えますが、見解を伺います。

委員会の構成メンバーについて伺います。現在学識経験者、専門的知識を有する者、財務の専門家等が主たる委員として選ばれています。委員会は、委員8名以内をもって組織することとされていますが、実際は、前述した3名で審議や選定を行う場合が多いようです。少ない人数であれば、選定等、結果が偏重する可能性もあります。委員会の構成メンバーは最低5名以上とするなど、公平性が担保されるような形に改善すべきと考えます。見解を伺います。

指定管理開始後のモニタリングについても伺っておきます。現在、業務の履行状況の確認等については、指定管理者自身がセルフモニタリングという形で行うとともに、所管課が実際に現場を調査しております。しかし、みずからの施設をみずからが評価することは緩慢になる懸念もあり、指定管理者を多く抱える所管局によっては、多忙ゆえに現場調査がおろそかになる実態も見受けられます。横浜市では、指定管理者の業務状況をチェックするために第三者機関等も一部取り入れています。本市では、今後どのように改善していくのか伺います。また、利用者の満足度や声をどのように精査し、それを業務に反映しているのか、あわせて伺っておきます。公共施設への民間活用が進む中、導入、選定、年度評価、総括評価に至る一連の業務と、それに伴う財務状況の管理を所管局並びに所管課に全て任せることは、膨大なボリュームになることが予測されます。各局が抱える指定管理者制度に伴う業務を横断的に統括する専門部署を設ける必要も出てくると考えます。見解を伺います。

次に、待機児童対策及び子育て支援について伺います。我が会派は、従前より保育の質の確保と、保育にかかわるあらゆる政策資源を投入して課題解決を図ることを提言してまいりました。本年2月、市長は待機児童ゼロの実現に向けた新たな挑戦を公表し、4月に向け待機児童の大幅な減少を打ち出しております。平成27年4月までに待機児童ゼロを実現することを掲げておりますが、昨今の横浜市のケースを見ても、瞬間的にゼロにできても、その後待機児童が発生する傾向が見受けられます。待機児童ゼロを掲げる旗印は否定しませんが、期限を設けることに関しては、数合わせの論理が先行する懸念もあります。これらの懸念にどのように対応していくのか、市長に伺います。

新たな挑戦の中では、待機児童ゼロの実現に向けた4つの方向性が示されております。以下、こども本部長に伺います。まず、保育受入枠の確保について伺います。認可保育所の整備は、年々受入枠を拡大しているものの、これまでの申し込み状況を検証すると、今年度は1,330人の増に対し、内定数はわずか321人しかふえておらず、不承諾数も2,762人に上っております。この定員増加数と内定数との乖離の約1,000人という数字は何を意味する

のか伺います。また、不承諾児童の年齢別内訳について伺います。来年度は1,540人の整備を予定していますが、これらの状況を踏まえ、どのような対策を講じていくのか伺います。また、1,540人とした根拠について伺います。

次に、認可外保育施策の充実として、平成26年度予算に認定保育園の保護者保育料補助の拡充、5億9,000万円余が計上されております。保育料補助の拡充について異論はありませんが、地域保育園等公費助成の対象にならない園へ通わせている保護者への支給について、公平性の観点からどのように考慮されたのか伺います。また、この保育料補助金は、対象児童の年齢と保護者の所得により金額が異なります。それぞれの補助金額決定の根拠と所得制限を導入した考え方を伺います。

次に、今後、いわゆる認可外保育施設の一元化に伴い補助金の拡大も予測されますが、対応について伺います。保育料補助の拡充に伴い、川崎認定保育園における援護費をどのように扱うのか、あわせて伺っておきます。さらに、認定保育園でありながら、A型30名以下の保育園のみ家賃の2分の1が助成されています。認定保育園全体に対し家賃補助がなされるよう、見直しについて伺います。関連して、平成24年度以降に認定したB型保育園のみ保育に欠ける児童1人当たりの助成割合が75%とされている課題について、100%に改善できないのか伺います。

次に、保育の質の担保、向上について伺います。保育人材の確保が急務です。保育の仕事・就職相談会仮称の開催や、認可外保育施設保育士資格取得費補助金、保育士・保育所支援センターの活用など予算計上されていますが、おのおの役割について具体的にお示しください。また、横浜市では、保育所等を運営する民間事業者が、保育士の確保や離職防止のため、保育士用の宿舍を借り上げるための補助制度を国の待機児童解消加速化プランの新メニューとして活用しています。本市においてもこのような施策展開が求められますが、対応を伺います。今後、平成27年度からスタートする子ども・子育て支援新制度における認可外保育施設の認可化への移行や、いわゆる認可外保育施設の一元化に伴う川崎認定保育園の保育サービスの質と経営の安定化を確保するための仕組みづくりが重要です。取り組みを伺います。次に、利用者への支援、きめ細かな対応の充実として、全区に待機児童ゼロ対策担当の設置、また、時間外保育所入所相談を2月10日より実施しています。開始されたばかりの事業ですが、利用者の反応、今後も保育を必要とする保護者への周知が必要と考えますが、取り組みを伺います。また、4月の段階での最終的な待機児童数の見込みについて伺います。次に、財源の確保と負担と給付のバランスから、保育料の保護者負担を引き続き見直す考えはないのか伺います。

次に、中学校給食導入に対する考え方を市長に伺います。

また、実施計画策定に向けた取り組み内容について教育長に伺います。

幾つかの形態を検討する中で、安全・安心で温かい給食をという方針に異論はありませんが、形態によって初期経費は大きく異なり、費用対効果の視点は重要であります。検討に当たっては、経費だけでなく、昨年12月に保護者、児童生徒へ実施したアンケートの結果や、導入当初は選択制から始めて、来年度から中学1年生を対象に全員実施へと切りかえる大阪市など他都市の例なども踏まえ、実施計画をどのように策定していくのか伺います。現在の中学校における昼食時間は短く、男子生徒でさえお弁当を食べ切ることができないことも問題となっていることから、運搬・配膳時間を含む十分な食事時間についても

検討すべきです。給食導入後の時程の計画について伺います。安全対策について、特に生徒のアレルギー体質への対応や個別献立の作成、異物混入対策の方針を伺います。また、献立の作成や安全対策において栄養職員の配置も必要ですが、方針について伺います。さらに、給食実施に伴って発生する新たな学校の事務負担についての考え方について伺います。

次に、区の機能強化に向けた取り組みについて市長に伺います。各区500万円の予算で見込む効果とその額の根拠を伺います。区の新たな課題に対応するためとしています。そもそも区で対応すべき新たな課題とはどのようなものを想定しているのか伺います。公約で示された区は区で決めるということとリンクするのか伺います。我が会派も、区の権限を強化し分権化を求めています。この取り組みを進めるには、機構の改革や人事異動を伴うと考えます。予算化された区の新たな課題に即応するための各区500万円によって、区の機能強化につながると考えているのか。つながるとしたら、どのようにつながっていくのか伺います。

次に、退職職員の再就職について市長に伺います。前定例会において、マスコミや市民の間でも話題となりました退職職員の再就職の状況をただしたところ、市の要綱で定める出資法人等27団体中、直近で10年以上退職職員が再就職している団体が何と23団体もあり、また、再就職に関する指針において、役員任期は原則2年以内のところ、例外的に更新を行い、2年を超えて勤める役員が過去10年間で23団体88人もいることもわかりました。この数字からも、まさに市からの出資金と天下りポストの既得権益化、常態化、指針の形骸化が見受けられます。市長は、本年度末までに再就職についての要綱や指針の整理を行い示したいとのことでしたが、現在の検討状況を伺います。

次に、鷺沼駅周辺再整備問題について市長に伺います。平成24年8月に発足した東急電鉄との官民連携の取り組みであるまちづくり研究会において、まちの活力の維持増進に向けた都市機能の立地誘導等について、国の動向や他都市の事例も参考にしながら検討を進めていると仄聞しています。平成26年度に今後のあり方について一定の方向性を取りまとめるとのスケジュールが既に示されています。さきに市長からは、駅周辺が魅力ある利便性の高い拠点として、誰もが暮らしやすい持続可能なまちとなるよう再整備について検討を進めていくとの答弁をいただいております。次期総合計画に向けての検討と理解いたしますが、次期総合計画への反映について考え方を伺います。

次に、特別支援教育について伺います。現在、特別支援教育推進検討委員会による報告書の作成が行われています。次年度に、この報告書に基づき第2期川崎市特別支援教育推進計画素案が作成される予定です。知的障害教育部門の児童生徒の増加に対して、教育の受け入れ先を確保していくのが難しい状況について、基本的な対応策を伺います。

次に、川崎市立養護学校分教室が聾学校内に設定され3年たちました。平成26年4月から川崎市立養護学校が中央支援学校へと名称変更されるとともに、高等部分教室、大戸分教室、稲田分教室として整備されますが、高等部については卒業生の就職、進路の状況、職業教育に厚く、ニーズが高くなっています。高等部分教室の定員増など、拡充のあり方について伺います。また、新たに大戸分教室、稲田分教室が整備されたことによるメリット、これまで行われていた通常級との交流について伺います。

次に、通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある児童生徒やコミュニケーションに

課題のある児童生徒への支援を促進するため、通級指導教室がその専門性を生かして各区の小中高等学校を一層支援する体制が求められておりますが、見解を伺います。小学校における特別支援教育コーディネーターの機能拡充についても、また、全校配置についての考え方と目標について伺います。

次に、災害に強いまちづくりについて伺います。市長は、公約の中で、消防行政を強固にすることと、消防団や自主防災組織との連携強化でいざに備えるとしています。優先的に取り組んでいく諸課題については、現在進めている緊急消防援助隊の活動拠点整備など、さきの議会で答弁いただいたとおりであります。それらへの対応について具体的な取り組み内容を伺います。

また、新たに整理された課題として、警防活動事業費の中で街頭消火器の代替と、初期消火に対応するために消火ホースキットを市内175カ所の避難所及び局、8消防署に順次配備することです。配備の根拠とその装備内容、使用法の訓練をどのように行うのか伺います。さらに、各消防署等で使われ更新時期を迎えたホース等の装備品の活用策について伺います。

次に、先日の記録的な降雪に対して、本市の対応と今後の対策を伺います。この部分につきましては、他党派の質問で理解いたしましたので、答弁は結構であります。

次に、国家戦略特区について総合企画局長に伺います。政府は、3月中に国家戦略特区の対象区域を策定する方針と仄聞しています。昨年、川崎市、神奈川県、横浜市が共同提案しました健康・未病産業と最先端医療関連産業の創出による経済成長プランは、先端医療産業集積を目指し、もって成長戦略を推進していくとしています。神奈川県は、既に規制緩和の効果の検証と、指定を受けた場合の地元関連施設の役割の調査を開始したとの新聞報道があります。そこで、昨年9月、国家戦略特区への提案以降の本市の取り組みと、県、横浜市との協議についても伺います。次に、今回の国家戦略特区構想をめぐっては、一部に慎重な議論を求める声が上がっており、我が国の医療制度の根幹をなす国民皆保険制度に言及するまでに広がっているとのこと。そこで、特区指定のスケジュールにおくれはないのか。仮に指定されている場合はいかなる区域、ゾーンとなるのか伺います。

次に、KING SKYFRONTにおける拠点形成の取り組みについて伺います。先行土地利用エリアについては、約6割の土地に企業研究機関の進出が決定、平成28年度末までに約4,300人の就業が見込まれております。そこで伺いますが、さらにいかなる企業、研究機関が進出を検討しているのか、そして段階的土地利用エリアにはいかなる施設が検討されているのか伺います。加えて、これらの施設従事者を運ぶ輸送機関の確保について伺います。

次に、仮に国家戦略特区指定が大田区と一体で行われるとなると、これまで以上に大田区との連携に拍車がかかってきます。大田区との連携、特に市長就任以降頻りに交流が行われていると仄聞しますが、取り組みと今後の方向性について伺います。次に、特区構想を通じて本市と大田区の連携が深まってくればくるほど羽田連絡道路の必要性が増してきます。平成26年度施政方針にも、羽田連絡道路について関係機関と整備促進に向け協議検討とうたわれております。現状と方針について伺います。

次に、JR東日本株式会社は、東京オリンピック・パラリンピック開催までに、江東区から羽田空港までの東海道貨物線の活用による客線化を明らかにしました。これまで本市

が取り組んできた東海道貨物線の貨客併用化と連動することが可能なのか伺います。東海道貨物支線の旅客線利用を含めた羽田空港アクセスについては、他会派の答弁で理解いたしましたので結構でございます。

次に、本市の工事入札問題について伺います。資材、人件費の高騰による影響で公共工事の入札が不調に終わる事例がふえております。本市においては、平成25年度の不調件数が、平成26年1月末現在90件、発生率が8.3%とのことで、前年度の7.5%より漸増傾向にあります。全国的にも増加しており、また、民間事業の工事においても先行き不透明な状況から、仕事があっても契約するにもできずといった現状も仄聞しています。そこで、本市では市場価格を予定価格へと反映させるために、どのような対応を図っていくのか伺います。さらに、工期についても一定程度の猶予を検討するなどして実態に即した改善策が求められていますが、伺います。

次に、公平公正な入札制度を担保するために、設計図書の改善も求めてまいりました。土木についてはかなりの改善が見られた一方で、建築系の入札については正確に積算をするための設計図書のさらなる改善が必要と考えます。例えば、公表単価で正確な金額が捉えられないもの、特殊見積もり単価となるもの等の金額は、設計図書に特殊価格の一覧表として添付できないのか。県では、既に特殊価格の一覧表を添付しています。対応について伺います。

次に、医療と介護の連携体制のあり方について伺います。現在、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律案が国会に上程され、4月からの施行が予定されております。現行の医療法や介護保険法等の大改正に伴い、地域包括ケアシステムの構築と病床の再配分を初めとする医療機能の整備が促されることになると仄聞します。法律案によると、国のつくる総合確保方針に基づいて、県及び本市は医療及び介護の総合的な確保のための事業の実施に関する計画を策定することになります。本市がこの計画をつくるに当たって、県の計画との整合性、特に地域事情をどのように積極的に反映させていくのか伺います。

次に、病院機能のあり方について、現行の医療圏の変更はあるのか、さらに病床の医療機能のあり方について伺います。開業医の在宅医療への支援のあり方についても伺います。次に、地域包括ケアシステムの中で、医療と介護をどのように結びつけていくのか伺います。医師、看護師、ケアマネジャーなどの多職種連携の仕組みをどのようにつくるのか伺います。在宅医療連携推進事業の成果とこれからの課題について伺います。社会保障制度改革プログラム法に盛り込まれた財政支援制度として、県に基金を設置し、医療従事者の確保や在宅医療の推進といった地域包括ケアシステムの構築に向けての取り組みの財源とすることとしています。現在、基金の設置に課題はないのか。また、基金の設置に時間的なそごなどを生じた場合、本市の予算計上されている取り組みに影響はないのか伺います。

次に、交通政策について伺います。まず、横浜市営地下鉄3号線延伸について伺います。横浜市においては平成26年度予算が発表され、横浜市営地下鉄3号線あざみ野一新百合ヶ丘延伸についての調査費計上が明らかになりました。また、予算に先駆けて1月27日に行われた横浜市の次世代の総合的な交通体系を検討する会議では、優先度の高い事業化に取り組む路線とも位置づけされております。これまでも横浜市との協調について要望してまいりましたが、この予算化を受けて本市はどのように今後の事業を進めていくのか、具

体的な本市の調査や作業について伺います。

次に、コミュニティ交通に関して伺います。これまで地域交通イコールコミュニティバスという位置づけでありながら、コミュニティバス事業に対し、市は運行実験費用と初期の車両購入費、停留所の設置費用を負担するのみであり、それ以外は必要とする地域住民の努力により実現させるという状況でありました。しかし、今回コミュニティバスを導入する前段階として、路線バスによる地域交通の充実を図ることを目的とし、既存の路線バスネットワークを活用した社会実験に対する財政支援が盛り込まれたわけであります。具体的な内容と来年度の予定について伺います。

次に、現在社会実験の対象として検討されているのは大型と中型サイズのバスということですが、コミュニティ交通を必要としているのは、大型や中型バスが進入できない地形の居住者です。このような事情を勘案すれば、社会実験にはコミュニティバスやマイクロバス車両の使用が不可欠です。そこで、交通局がコミュニティバス車両等を保有して実地運行を行うなど、コミュニティバス路線の具体的な運行に向けた研究を積極的に行う体制をつくることは検討できないのか伺います。

以上で質問を終わりますが、答弁によっては再質問をさせていただきます。(拍手)

○副議長(飯塚正良) 市長。

[市長 福田紀彦登壇]

◎市長(福田紀彦) それでは、私から、民主党の代表質問にお答えいたします。

まず、生活保護制度についての御質問でございますが、平成26年2月1日時点の生活保護受給世帯は2万4,145世帯、受給者数は3万2,879人、保護率は2.27%、平成26年度予算は600億円を超える額を計上したところでございますが、全国の動向と同様に伸び率は鈍化傾向ですが、高齢者世帯と失業等による生活困窮世帯は依然として増加しており、今後も微増傾向は続くものと考えております。生活保護制度は、資産、能力等を活用してもなお生活に困窮する方に対して、憲法第25条に規定する理念に基づき、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的としており、支援を必要とする人に確実に保護を行うという生活保護制度の基本的な考え方を維持しつつ、就労・自立支援の強化、不正受給への厳正な対処、医療扶助の適正化など、昭和25年の施行以来初となる抜本的な法改正が昨年12月に行われたところです。本市におきましては、こうした法改正の趣旨を踏まえ、就労支援を行う自立生活支援相談員の増員、不正受給防止等マニュアルの整備、ジェネリック医薬品の使用促進を図るなど、今後とも最後のセーフティネットとして公平公正な生活保護の実施に取り組んでまいります。

次に、小児医療費助成制度についての御質問でございますが、小児医療費助成制度につきましては、乳幼児期や小学校入学で環境の変化が大きい時期に医療機関を受診する機会が比較的多いため、この時期に安心して医療にかかれる環境が整備されていることは大変重要なことと認識しております。次に、平成26年度の検討内容につきましては、本市における子育て環境の整備を進める中で、安定的な本制度の拡充の実現に向けて、本市の財政状況や現行制度の運営状況、児童の状況等を総合的に踏まえ、平成27年度以降の拡充の範囲や実施時期等について検討することとしております。次に、最終的な実施範囲についま

しては、通院医療費助成の対象年齢を小学校6年生まで拡大することを目指してまいります。

学校施設についての御質問でございますが、木材は、木目の持つ揺らぎの効果が人に安心感や心地よさを与え、やわらかで温かみのある感触や高い吸湿性等の性質を持つことから、温かみと潤いのある子どもたちの学習生活環境づくりができ、教育的な効果の向上が見込まれるとともに、材料製造時の炭素放出量が少ないことから、地球温暖化を抑制するなどの効果もあるものと考えております。また、校舎の断熱性能の向上を図ることにより、冷暖房時におけるエネルギー消費量を抑制し、環境負荷の低減と健康的で快適な教育環境が確保できるものと考えております。平成26年度の具体的な整備内容につきましては、改築や再生整備による改修を実施する学校において、壁や床、児童生徒用ロッカー等の内装の木質化及び壁や屋上、窓ガラスの断熱化に取り組み、子どもたちが安全で快適に学習や生活ができる教育環境の整備に努めてまいります。

川崎縦貫道路についての御質問でございますが、市民生活を豊かにし、経済活動を活性化するためには、交通ネットワークの充実が不可欠です。このような中、川崎縦貫道路は、首都圏の国際競争力を高め、都市機能を強化し、沿道環境の改善等に寄与するなど、本市の骨格を形成する重要な社会基盤として計画されたものと認識しております。一方、高速道路の整備に際しましては、多大な費用と長期にわたる事業期間が必要となることから、今後事業の手法や費用負担などについて調整が必要になるものと考えております。こうしたことから、平成26年度の取り組みにつきましては、川崎縦貫道路の整備効果などについて、東京外かく環状道路との一本化を含め調査検討を実施する予定でございます。

荷さばき対策の社会実験についての御質問でございますが、川崎駅周辺地区における荷さばき対策につきましては、無秩序な路上荷さばきの抑制に向け、物流関係者や学識経験者等で組織する川崎駅周辺地区荷さばき対策検討協議会において検討を進めてきたところであり、今年度中に川崎駅周辺地区荷さばき対策基本計画を策定いたします。今後は、同計画に基づき、荷さばきスペースの確保や荷さばき時間帯の調整等について関係者の協力により取り組んでまいります。その効果を検証するため、平成26年秋ごろに社会実験を行う予定でございます。なお、川崎駅周辺地区においては、荷さばき車両を誘導するためのまとまった空地がないことから、社会実験に向け公共空間や私有地等を活用できるよう調整を進めるとともに、商業者等と連携を図り、幅広い周知を行ってまいります。社会実験の結果を踏まえ、平成27年度以降は協議会で本格実施に向けた検討を進め、実施可能な対策を段階的に推進してまいります。

公衆無線LANの環境整備についての御質問でございますが、情報通信技術の急速な発展に伴い、公衆無線LANアクセスポイントの充実を初め、インターネットの利用環境などを整備し、その利活用を通じて市民及び来訪者の利便性向上や安全・安心な暮らし、地域の活性化等いかに役立てていくかが都市の価値を決める重要な要素の一つになると考えております。そのためには、さまざまなサービスの提供やビジネスの創出を踏まえ、市域において誰もが無料で利用できる公衆無線LAN環境の整備を推進する必要があると考えております。先月末には、庁内の関係部署による推進部会を設置し検討を始めたところでございますが、4月からは外部の有識者や企業代表者の方々をメンバーとする検討委員会を立ち上げ、専門的な見地から御審議をいただき、御意見を伺いながら、効率的・効果

的な整備手法、技術的な課題や経費面などについても検討を進めてまいりたいと考えております。

平成26年度予算についての御質問でございますが、平成26年度予算につきましては、昨年11月の就任から限られた時間の中での予算編成となりましたが、貴重な財源を効率的・効果的に配分し、待機児童の解消に向けた取り組みを加速させるなど、公約に掲げた施策の推進とともに、市民の皆様の暮らしにとって欠かすことのできない行政サービスの安定的な提供に必要な予算を計上したところでございます。こうした中、予算の編成過程において、事務事業の見直し等による歳出の削減に取り組み、その効果額は累積分を含めて約83億円と算定しておりまして、そのうち単年度分といたしましては、民間部門の活用等による執行体制の見直しのほか、投資的経費における実施年度の調整や施工方法の見直しなどにより約38億円の削減を図ったところでございます。これに対しまして、平成26年度予算では子どもたちの笑顔が輝くまちの実現を最優先課題といたしまして、川崎認定保育園の保育料補助の大幅な引き上げを初めとした待機児童の解消に向けた取り組みを強力に進めるため、保育に係る予算を約32億円増額するなど、公約に掲げた施策をしっかりと予算に反映させたところでございます。こうした取り組みの中で、新規の事業といたしましては、中学校完全給食の導入に向けた実施方針の策定や、区が新たな課題に適切かつ迅速に対応するための予算、さらには県の補助金を活用した認可外保育施設の整備に対する補助金など、約11億円を計上したところでございます。

次に、平成26年度予算における重点事業等の表記についてでございますが、これまでは既定の計画体系に沿って重点事業や主な事業を紹介しておりましたが、平成26年度予算案については、私が公約に掲げた事業を初め、特に重点的に取り組む事業などを紹介するとともに、施政方針における5つの基本戦略に沿って掲載したところでございます。したがって、掲載事業数にかかわらず、平成26年度予算には市民の皆様の暮らしを支える行政サービスを安定的に提供するために必要な予算を計上しているところでございます。

財政運営についての御質問でございますが、財源の確保についてでございますけれども、平成26年度予算案とあわせてお示しいたしました今後の収支見通しにおきましては、社会保障関係経費の増や児童生徒の急増対策等に伴う投資的経費の増などから、今後も収支不足が見込まれるなど、厳しい財政状況が続くものと想定しております。こうした中であっても直面する行政課題に的確に対応するためには、安定的な財源を確保し、持続可能な行財政基盤を確立することが必要であると認識しております。こうしたことから、先端技術を生かした産業振興などの力強い産業都市づくりに向けた取り組みを推進するとともに、今年度策定いたします川崎市行財政運営に関する改革プログラムに基づき、さらなる民間活用や債権確保などの取り組みを着実に進めてまいりたいと存じます。さらに、今後の新たな総合計画や行財政改革に関する計画の策定作業においては、中長期的な視点に立って各施策の重点化を進めるとともに、社会環境の変化に伴う施策の再構築等の改革について、市民目線でしっかりと検討し、最幸のまちの実現に向けた取り組みの着実な推進のため、必要な財源を確保してまいりたいと考えております。

次に、市債の活用についてでございますが、市債は、地方財政法に基づき建設事業などに係る財政負担を後年度に平準化するという年度間の調整や、世代間の負担の公平化といった機能がございまして、限られた財源の中でこうした機能を持つ市債を効果的に活用し

ていくことが必要でございます。一方で、市債残高等の将来推計を行うなど、市債発行による将来の財政負担を十分に踏まえながら慎重に活用することが大変重要でございます。今後とも、将来の償還に備えるために減債基金への積み立てを確実に行うとともに、実質公債費比率などの各種財政指標に留意し、計画的な市債の活用を図ってまいります。

次に、プライマリーバランスについてでございますが、プライマリーバランスは、市債の発行額を除く歳入から公債費を除く歳出を差し引いたもので、予算におきましては、最終的には各年度の市債の発行額と公債費により増減するところでございます。平成26年度予算につきましては、市税収入は増加しておりますが、等々力陸上競技場メインスタンドの改築工事など公共施設の再整備の進捗により市債発行額が大幅に増加し、一方で、償還元金が少ない年度であったことから公債費が減少したため、プライマリーバランスが赤字となったところでございます。なお、平成27年度以降につきましては、一定の条件のもとでの試算では、臨時財政対策債の減などにより市債発行額の減少が見込まれることなどから、プライマリーバランスは黒字になる見通しでございます。

今後の収支見通し等についての御質問でございますが、このたびお示しした今後の収支見通しにつきましては、中長期的な視点に立って計画的な行財政運営を進めるため、平成26年度予算編成にあわせて見込んだ今後の事業費等を勘案するとともに、国の経済指標を参考にするなど一定の条件のもとに算定したものでございまして、その結果、平成27年度以降において収支不足が見込まれたところでございます。次に、減債基金からの借り入れにつきましては、大変厳しい財政状況の中で必要な市民サービスを安定的に提供するため、やむを得ず活用したものと認識しているところでございますので、減債基金に頼らず収支を確保し、持続可能な行財政基盤を確立することが重要と考えております。なお、過年度の借入金につきましては、今後の収支見通しには計上しておりませんが、歳入歳出予算書に明記しているところでございます。また、平成24年度決算において活用した67億円の借入金につきましては早期に解消を図る必要があるものと認識しておりますが、今後の財政状況を見きわめ対応してまいりたいと存じます。

消費税率の引き上げについての御質問でございますが、社会保障の充実・安定化のための安定財源の確保と財政健全化の同時の達成を目的として、本年4月から消費税率の引き上げが行われるところでございます。本市におきましては、この税率引き上げに伴いまして、平成26年度予算において主に地方消費税交付金が26億円余の増となるものと見込んでいるところでございますが、これには、消費の動向や税率引き上げによる影響を加味し算定したところでございます。この税率引き上げによる増収分は、全て社会保障の充実・安定化に向けた財源として使うこととされておりますことから、本市では、待機児童対策等の充実施策を含む医療、介護、子育ての3分野に対し、その財源の一部として活用したところでございます。平成27年度以降の地方消費税交付金につきましては、消費税率引き上げによる景気の下振れリスクや、物価、消費の動向等を注視しながら、交付金額を的確に見込むとともに、今後国から示される社会保障制度改革の具体的な内容を踏まえ、適切に活用してまいりたいと存じます。

行財政運営に関する改革プログラム案についての御質問でございますが、人口増加が続く本市においても少子高齢化は着実に進展しており、今後増大し多様化する市民ニーズに的確に対応するためには、めり張りのある行財政改革を進めることが不可欠でございます。

このプログラムにおいては、民間部門の活用、効率的・効果的な執行体制の整備などを進め、保育所の民営化、指定管理者制度の導入、廃棄物収集・処理業務の委託化などにより500人程度の職員の減員を見込む一方、病院事業における7対1看護配置基準の導入、障害者支援の充実、学校施設の長寿命化などの対応として200人程度の増員を見込んでおりまして、こうした取り組みの結果として、平成26年度からの2年間で300人程度の削減を見込んでいくところでございます。

次に、従来の行財政改革プランとの相違についてでございますが、これまで行財政改革の取り組みは総合計画との連携を図りながら進めてまいりましたが、今後、新たな総合計画の策定には十分な期間を確保する必要がある一方で、社会状況の変化に的確に対応していくためには、これまでの取り組みや経過を踏まえて切れ目のない改革を推進することが重要であると考えております。こうしたことから、今回お示ししたプログラムは、新たな総合計画の策定に先行して、市役所の内部改革について今後2年間の取り組みを明らかにするものでございまして、これに基づき、全職員が一丸となって計画的かつ着実に推進してまいります。なお、市民生活に直接影響がある市民サービスなどの見直しにつきましては、改革の目的や効果を明らかにした上で、市民や議会を初めとして多くの方々の意見をしっかりお聞きしながら、新たな総合計画の策定作業と連携して、行財政改革に関する計画として策定してまいります。

新たな総合計画についての御質問でございますが、初めに、総合計画は、市の施策、事業の根幹をなす計画であり、早期に策定することが望まれるものと考えておりますが、少子高齢化のさらなる進展など大きな状況の変化を十分に踏まえ、中長期的な市政運営の指針となる基本構想等を抜本的に見直すことが必要であり、そのためには、対話と現場主義を基本スタンスとした丁寧なプロセスを積み重ねていくことが重要であると考えております。そのため、広く市民ニーズをお聞きするためのアンケート、市内企業のニーズや子どもたちの声の把握、公募市民を中心とした検討委員会からの市民目線での意見聴取、区ごとに行う区民集会、パブリックコメントなどに加えて、インターネット上のビッグデータの活用や無作為抽出した市民によるワークショップ等の新たな手法による意見聴取など、幅広い参加の手続を検討してまいります。また、専門分野の学識者等を中心とした検討委員会からの御意見もいただきながら、将来的な人口減少や高齢化のさらなる進展を展望した交通体系や都市構造についても検討することとしております。さらに、行財政改革に関する計画の策定作業と連携しながら、施策や事業の再構築を図るとともに、区への分権のあり方の検討状況等を踏まえて計画の策定作業を進めてまいります。このように、さまざまな課題の整理や多様な市民参加のプロセス、議会との意見交換、基本構想の議決等を経て、具体的な実施計画を含めて新たな総合計画をしっかりとつくり上げていくことが重要であると考えております。そのため、スピード感を持って取り組みましても2年程度の期間は最低限必要なことから、平成27年度中を目途に計画を策定してまいりたいと考えております。

次に、今日的な計画行政のあり方についてでございますが、総合計画に基づく着実な市政の推進と進行管理を行うとともに、社会経済環境の急激な変化に機動的かつ弾力的に対応することが重要であると考えております。次に、現行計画の評価についてでございますが、現行計画の大きな特徴は、全ての事務事業を網羅し、予算編成や行財政改革などと連

携し、財源に裏打ちされた一体的な行政ツールとして機能してきたことであると認識しております。一方で、内容が詳細なために進行管理に膨大な事務負担が生じていることや、市民の皆様と目標を共有するという観点では、重点的な取り組みが見えにくく成果がわかりにくいといった課題もあると認識しております。新たな総合計画では、市民の皆様にわかりやすい計画にするため、さまざまな御意見をいただきながら、職員一丸となって工夫を凝らすとともに、引き続き財源に裏打ちされた実効性のある計画となるよう策定作業を進めてまいりたいと考えております。

次に、現行計画との継続性や新たな課題への対応についてでございますが、平成26年度の早い時期に策定する庁内向けの当面の作業方針や、夏ごろにお示しする予定の策定方針などで、策定作業に向けた基本的な考えを整理してまいりたいと考えております。また、サマーレビューや予算編成作業等の庁内での検討、市民の皆様や議会からの御意見などをお聞きしながら、現行計画でこれまで進めてきたライフイノベーションなどの成長戦略や魅力ある都市拠点の整備等の成果を踏まえて、安心のふるさとづくりと力強い産業都市づくりをバランスよく進めることで、持続可能な「最幸のまち かわさき」を目指した新たな総合計画を策定してまいりたいと存じます。

地域の寺子屋事業についての御質問でございますが、私は、地域で教育を支えるという発想のもとに教育改革を進めていくことが必要であると考えており、地域の大人たちが次世代を育てる取り組みとして地域の寺子屋を開講いたします。地域には、シニア世代を初めとしてさまざまな知識や経験をお持ちの方がたくさんいらっしゃいます。また、本市には企業や大学あるいは文化芸術、スポーツなどの多くの地域資源があります。このような市民の皆様の力やまちの強みを生かして、地域で子どもの体験や学習を支援する寺子屋事業を展開することにより、子どもたちの豊かな成長を促すとともに、地域への愛着と川崎市民としての誇りを育み、子どもたちの笑顔があふれるまちの実現に取り組んでまいります。

指定管理者制度についての御質問ですが、初めに、民間活用推進委員会につきましては、指定管理予定者の選定に際し市民から疑念を抱かれることがないよう、委員と応募団体との関係性の確認や、審査をする委員を増員するなど、さらなる審査の公正性、適正性の確保に努めてまいります。次に、モニタリングについてでございますが、本市においては、指定管理者と所管部局双方による確認と民間活用推進委員会の審議により、客観性や実効性のあるモニタリング及び評価が実施されているものと考えております。今後ともよりよいサービスを提供していくため、利用者の皆様の御意見を十分に踏まえ、他都市の事例も参考にしながら、より適切に取り組んでまいります。次に、指定管理者制度の執行体制についてでございますが、多様化する市民ニーズに的確に対応していくためには、現場を熟知した所管部局による適切な業務遂行と、制度を所管する総務局による全庁的な総合調整が必要と考えておりますので、それぞれの役割に応じ密接な連携を図りながら適切に対応してまいります。

待機児童ゼロの実現についての御質問でございますが、本市では、これまで待機児童対策として認可保育所の整備等を積極的に進め、平成22年度から24年度までの3カ年で4,320人の受入枠を拡充してまいりましたが、昨年4月時点での待機児童数は438人に上り、県内最多の状況でございます。したがって、待機児童解消の目標となる年次を定め、総合

的な取り組みを加速化するため、予算案とあわせて待機児童ゼロの実現に向けた新たな挑戦を皆様にお示ししたところでございます。待機児童ゼロの実現に向けましては、認可保育所の整備とともに、既存の認可外保育施設等を有効に活用しながら保育の受入枠の確保を図っていくこととしております。この保育の受入枠の確保に当たっては、ただ単に数をふやすだけでなく、本市が定める基準を満たした川崎認定保育園を活用してまいります。また、認可外保育施設を含め民間の保育所等がふえていることから、これまで進めてきた新たな公立保育所を平成26年度からは全区で展開し、民間保育所等への支援や公・民保育所の人材の育成を進めながら、さらなる保育の質の向上にも努めてまいります。いずれにいたしましても、待機児童対策は本市の最重要課題と位置づけておりますので、平成27年4月に待機児童ゼロを実現するだけでなく、引き続き市民ニーズに適切に対応できるよう努めてまいります。

中学校給食についての御質問ですが、中学校完全給食の実施に向けては、これからの川崎を担う育ち盛りの中学生を食育の観点からサポートするため、栄養バランスに配慮した、安全・安心で温かい、おいしい、そしてさらなる食育の充実が図られる給食となるよう、中学校給食推進会議で全庁的な検討を行いながら、スピード感を持って取り組んでまいります。また、私も先日学校現場を視察し、子どもたちと一緒に昼食を食べましたけれども、給食時間のあり方、安全対策などについても導入に向けた重要な課題だと認識しています。今後とも生徒、保護者の期待に応えられるよう全力で取り組んでまいります。

区の機能強化に向けた取り組みについての御質問でございますが、平成26年度の区予算につきましては、地域課題対応事業における区独自事業の各区一律枠を積み上げ方式に見直し、また、区の新たな課題即応事業を新設いたしました。この区の新たな課題即応事業は、区長が総合的、横断的に判断し、みずからの裁量により新たな課題に適切かつ迅速に対応することを可能とするものでございます。予算額につきましては、これまで予備費的な予算として区独自事業に計上していた緊急対応経費を上回るよう500万円としたところでございます。また、区で対応すべき新たな課題といたしましては、市民生活に密着した区役所が、さまざまな機会を通じて年度途中に把握し、区長が迅速に対応すべきと判断するものなどを想定しておりまして、区役所機能強化の第一歩と考えております。なお、身近な課題は身近なところで解決するという補完性の原則に基づく区の権限強化につきましては、区が地域の特性に応じてみずから課題を解決することができる責任と権限を持った区役所とするため、今後、国における地方自治法改正の動向も注視しながら、予算や組織などについて総合的に調査検討し、区役所のあり方を取りまとめてまいりたいと考えております。

職員の再就職についての御質問でございますが、公的年金の報酬比例部分の支給開始年齢が平成25年度以降段階的に65歳に引き上げられることに伴い、本市におきましても、能力、実績に基づく人事管理を推進しつつ、雇用と年金の接続のあり方について検討を進めているところでございます。出資法人等への再就職につきましては、退職管理の適正化の徹底及び再就職の透明性、公平性をより確保するために、報酬額の限度である年額500万円を遵守するとともに、再就職先での任期及び在職期間の限度を、雇用と年金の接続を考慮し、原則として65歳までとすることを考えております。また、求人依頼のありました出資法人等への本市職員の推薦につきましては、局長級の退職職員を対象として新たに民間委

員も含めた選考委員会を設置するとともに、あわせて複数候補者の提示や選考決定過程の公表など、年度内の整備に向けた検討を行っているところでございます。

鷺沼駅周辺のまちづくりについての御質問でございますが、鷺沼駅周辺は、宮前平駅周辺との連携や超高齢社会への対応などの課題を抱えており、商業・業務等の都市機能を効率的・効果的に集積する都市のコンパクト化や公共交通の強化が必要であると認識しております。このため、私としては、この地域のまちのあり方について関係権利者と協議調整を進め、新たな総合計画での位置づけについて検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○副議長（飯塚正良） 教育長。

〔教育長 渡邊直美登壇〕

◎教育長（渡邊直美） 教育委員会関係の御質問にお答え申し上げます。

初めに、地域の寺子屋事業についての御質問でございますが、平成26年度につきましては全市7校でのモデル実施を予定しておりますが、関係者から成る地域の寺子屋運営推進会議を設置し、寺子屋事業全体の総合的なあり方の検討や方針の決定、必要な人材の養成等を行ってまいります。各寺子屋では、基本的には放課後、週1回程度の学習支援と、月1回土曜日にスポーツ体験講座や、企業や大学の出前講座、シニア世代等との世代間交流などのプログラムを実施してまいりたいと考えております。運営につきましては、地域教育会議やNPO団体、地域の市民団体など、各学校や地域の実情に合わせて委託により実施したいと考えております。実施校や受託団体の選定方法につきましては、学校や地域の皆様の御意見を伺いながら現在検討を進めているところでございまして、準備が整い次第、順次開講してまいりたいと考えております。運営に当たりましては、受託団体が学校との調整や具体的なプログラムの企画運営、参加児童や協力いただける地域人材の募集、保護者への対応、安全管理などを担うこととなりますので、その中核となる人材であるコーディネーターの育成は大変重要であると考えており、養成研修等も実施してまいります。予算には、各寺子屋のコーディネーターやボランティアへの謝礼、市全体での寺子屋運営推進会議に係る予算や、事業全体での保険料等を計上しております。また、多くの児童や保護者、地域の皆様に参加いただける事業となるよう、実施校が決定した段階で各学校や保護者の皆様のニーズを詳細に把握してまいりたいと考えております。本事業につきましては、学習支援を通じた家庭学習の支援、自学自習力の向上及び体験活動、世代間交流を通じた社会を生き抜く力の向上、あわせてシニア世代等の地域参加の促進と生きがいつくりなどを目指しており、平成26年度のモデル実施を通して事業の効果的な運営方法や仕組みを研究してまいりたいと存じます。

次に、中学校給食についての御質問でございますが、初めに、中学校完全給食の実施に向けた取り組みにつきましては、川崎市立中学校給食の基本方針に基づき、平成26年度には児童生徒、保護者へのアンケートの集計結果や他都市事例、現在実施している中学校の既存施設・設備の調査の結果などを踏まえ中学校給食推進会議で検討し、所要額や財源等を精査した上で、教育委員会が実施方針の素案を策定してまいります。その後、パブリックコメントや保護者説明会を実施するなど、さまざまな方の御意見を伺った上で実施方針

を策定いたします。次に、給食実施に伴う時程のあり方やアレルギー対応、異物混入対策などの安全対策、食育を推進するための栄養職員の配置のあり方などにつきましては、安全・安心で温かい給食の導入に向け、実施方針の策定等とあわせて検討してまいります。また、中学校完全給食の実施に伴う事務負担につきましては、教職員が生徒と向き合う時間の確保が図られるよう、他都市事例等も参酌しながら効率的な事務執行の方法等について検討してまいります。

次に、特別支援教育についての御質問でございますが、初めに、特別支援学校知的障害教育部門の児童生徒の増加に対する基本的な対応策についてでございますが、本市の特別支援学校に在籍している児童生徒数は年々増加傾向にあり、この5年間で112名、約34%増加しております。この増加傾向に対して、本市におきましては平成23年度に市立養護学校の高等部分教室を設置するとともに、市立田島養護学校を再編整備し本年4月の供用開始を目指すなど、児童生徒の受入枠の拡大を図っているところでございます。また、県におきましても、県立特別支援学校高等部分教室の整備が進められておりますので、今後とも県との連携により対応を進めてまいりたいと考えております。次に、市立聾学校内に設置した高等部分教室の拡充につきましては、県による特別支援学校や高等部分教室の整備状況も踏まえ、施設設備や管理体制の課題もございまして、聾学校や関係機関と十分に協議及び連携を進めながら、よりよい方策について研究してまいりたいと考えております。次に、大戸分教室、稲田分教室についてでございますが、重複障害特別支援学級から特別支援学校の小学部に再編したことのメリットにつきましては、重複障害の児童の障害特性に応じた専門的な教育を安定的に継続して行うことが可能となったこと、また、大戸小学校、稲田小学校では、これまで受け入れができなかった学区にお住まいの比較的軽度の障害のある児童の受け入れが可能となったことなどが挙げられるところでございます。通常学級との交流につきましては、小学部分教室に再編いたしましても、これまで積み重ねてきた交流及び共同学習のよさを継承した教育活動を推進してまいりたいと考えているところでございます。

次に、通級指導教室についてでございますが、小中学校の通常の学級に在籍する発達障害の可能性や言語に課題のある児童生徒に対し適切な指導を行うため、本市では、各区に言語と情緒関連の小学校通級指導教室を1教室ずつ設置するとともに、中学校通級指導教室につきましても、御幸中学校、玉川中学校に加え、平成26年度には生田中学校にも開設し、南部、中部、北部の3地区体制が整ったところでございます。こうした設置状況を生かして、各学校に対して通常の学級で特別の教育的ニーズのある児童生徒の支援方法についての助言や、研修会の開催等の取り組みを想定しているところでございます。

次に、特別支援教育コーディネーターの拡充についてでございますが、障害の有無にかかわらず、全ての児童を対象として多様な教育的ニーズに対応が可能となる児童支援体制を構築するため、平成24年度から従来の特別支援教育コーディネーターの機能を拡充し、児童指導や教育相談等の機能を加えた児童支援コーディネーターとして専任化を進めているところでございます。児童支援コーディネーターを専任化し、家庭環境、友達関係、発達障害等さまざまな要因で支援を必要とする児童に対して、ニーズに応じた包括的な支援体制を構築し、小学校段階における早期の適切な支援と教育が実施されることで、自尊感情の低下を防ぎ、社会で自立して生きていくために必要な力を育ててまいりたいと考えて

おります。来年度、児童支援コーディネーターは市内小学校35校から44校に専任化を拡充いたしますが、引き続き効果を検証しつつ、専任化に向けた取り組みを進めてまいりたいと考えているところでございます。以上でございます。

○副議長（飯塚正良） 総務局長。

〔総務局長 小金井 勉登壇〕

◎総務局長（小金井勉） 総務局関係の御質問にお答え申し上げます。

災害に強いまちづくりについての御質問でございますが、災害発生に備えまして、地域防災計画等に基づき防災機能の強化に努めておりまして、主な取り組みといたしましては、防災行政無線設備や防災拠点整備などを計画しているところでございます。防災行政無線につきましましては、災害情報を市民に一斉に伝達する同報系防災行政無線の老朽化対策と機能向上を図るため、平成26年度完了を目指してデジタル化工事を進めているところでございます。また、防災拠点の整備といたしましては、備蓄倉庫とマンホールトイレの整備を行うこととしております。備蓄倉庫につきましましては、市立小中学校など175カ所全ての避難所に整備を進めておりまして、平成26年度はこのうち40カ所を行う予定にしており、平成27年度までに完了する計画となっております。また、マンホールトイレにつきましましては、幹線道路沿いや駅近隣の地域防災拠点となります中学校15カ所の整備を計画しており、平成26年度は基礎調査の実施結果を踏まえ、中学校6校に実施することとしております。以上でございます。

○副議長（飯塚正良） 総合企画局長。

〔総合企画局長 瀧崎雅介登壇〕

◎総合企画局長（瀧崎雅介） 総合企画局関係の御質問にお答え申し上げます。

国際戦略拠点についての御質問でございますが、初めに、国家戦略特区につきましましては、健康・未病産業と最先端医療産業の創出を目指し、神奈川県、横浜市とともに昨年9月に国に提案したものでございます。国家戦略特区の指定に向けましては、国に提案内容の優位性などを説明するとともに、官房長官のKING SKYFRONTの視察の際にも国の成長戦略を牽引していく大きなポテンシャルのある地域であることをPRするなど、さまざまな機会を捉え取り組んでまいりました。また、神奈川県、横浜市とともに、国の諮問会議の議論を踏まえ、昨年9月に引き続き、2月17日にも改めてヒアリングを受けたところでございます。次に、地域指定につきましましては、現在、国において検討を進めているところでございまして、この3月には指定区域が決定する見込みと伺っております。また、区域につきましましては、都道府県または一体となって広域的な都市圏を形成する区域を指定する比較的広域的な指定と、一定分野において革新的な事業を連携して強力で推進する市町村を絞り込み、地理的連担性にとらわれず区域を指定する革新的事業連携型指定を行うものと伺っているところでございます。次に、KING SKYFRONTにおける拠点形成の取り組みについてでございますが、先行土地利用エリアにつきましましては、国際的な医療機器や薬剤の製造メーカーなどから問い合わせがある状況でございまして、こうした中

で、これまで立地している企業等との連携についても着目しながら、引き続きライフサイエンス分野の研究機関、企業等の立地誘導を図り、国際戦略拠点の形成を推進してまいります。次に、段階的土地利用エリアについてでございますが、UR都市機構の所有地につきましては、地区計画の考え方等を踏まえまして、健康、医療等の研究開発、業務機能等の集積を図っていくほか、拠点の価値、魅力をさらに高めるため、研究活動を活性化する交流促進機能や、研究者の生活利便、リフレッシュ機能等の導入を進めてまいります。また、ヨドバシカメラの所有地につきましては、引き続き臨空関連・産業支援ゾーンの形成に向けた土地利用の誘導を図ってまいります。

次に、交通アクセスについてでございますが、KING SKYFRONTへは京急大師線の小島新田駅からの徒歩ルートに加えて、バスによるアクセスの充実に取り組んでいるところでございまして、これまでバス事業者と連携した新規路線の開設など利便性の向上に努めてきたところでございます。本年4月にはKING SKYFRONT直近の国道409号に新設するバス停の運用開始を予定しており、それにより川崎駅及び産業道路駅からのアクセス性が向上し、利便性が高まるものと考えております。今後もKING SKYFRONTの立地状況等を踏まえながら、適切な交通アクセスの確保を図ってまいります。次に、大田区との連携についてでございますが、大田区との産業連携に関する基本協定を締結するとともに、川崎ものづくりブランド10周年記念フォーラムへの大田区企業の参加や、産業観光共同ツアーの企画等を行ってまいりました。平成26年度におきましても、協定に基づく特区间連携の取り組みを初めとして、企業間連携では医療分野の専門展示会への共同出展、国際化の連携では海外展開支援セミナー等の共同開催、さらに商業観光の分野においても共同観光セールスの実施など、積極的に交流・連携を図ってまいります。次に、連絡道路についてでございますが、国主催による特区の連携に関する検討会などで関係者との合意形成に向けた議論を進めており、その中で、連絡道路の効果や課題の整理を行っているところでございます。KING SKYFRONTの機能集積に加え、対岸の羽田空港跡地の利用計画も進展しているところでございますので、今後はそうした状況も踏まえ取り組みを推進してまいります。以上でございます。

○副議長（飯塚正良） こども本部長。

〔こども本部長 岡本 隆登壇〕

◎こども本部長（岡本隆） こども本部関係の御質問にお答え申し上げます。

待機児童対策及び子育て支援についての御質問でございますが、初めに、定員増加数と内定者数の乖離についてでございますが、ここ数年、毎年継続入所児童を含めた入所申請者数が大幅に増加している状況でございまして、その増加に対応するため、平成26年4月には1,330人の受入枠の拡大を図ったところでございます。保育所の内定数につきましては新たに入所申し込みを行った児童の内定数であり、継続児童数は反映しておりませんので、定員増による受入枠拡充と単純に比較できないものでございます。新設保育所の新規枠と卒園児等の枠を合算して入所内定者を決定した結果、昨年と比較し321人増加したものでございます。不承諾児童の年齢別内訳でございますが、本年1月28日時点でゼロ歳児が728人、1歳児が1,256人、2歳児が496人、3歳児が234人、4歳児が29人、5歳児が19人でご

ございます。次に、来年度の認可保育所の整備についてでございますが、平成27年4月に向け、公有地を活用した市有地貸与型により1カ所、民有地借上型、いわゆるマッチング事業により2カ所、賃貸物件の改修による民間事業者活用法により13カ所のほか、鉄道事業者活用法など多様な手法により合計22カ所の新設を予定しております。特に賃貸物件の改修により保育所の整備を行う民間事業者活用法におきましては、1～2歳児の入所枠を多く設けられるような定員構成を提案してもらおう形で事業者を公募しております。次に、来年度の定員増についてでございますが、平成27年4月の就学前児童人口は、年齢別の人口動態をもとに8万1,000人前後で、そのうち保育所利用申請者数については、就学前児童人口の動態やこれまでの申請者数の推移から約2万5,000人弱になるものと見込んでおります。これらの数値をもとに、認可外保育施設から認可保育所への移行分などを勘案し、1,540人分の定員増が必要であると算出したものでございます。

次に、保護者保育料補助についてでございますが、認可外保育事業再構築基本方針に基づき、一定の基準を満たした施設を川崎認定保育園として認定し、その施設に入所している児童を対象として保育料補助を実施しているところでございます。地域保育園から本市が定めた基準を満たした川崎認定保育園に認定した施設は、平成26年4月認定予定を含み2年間で49施設となり、全体では107施設に拡充いたします。認定施設等の拡充による待機児童対策を最優先で取り組んでまいりたいと考えております。次に、補助金額の根拠等についてでございますが、認可保育所と認可外保育施設における児童1人当たりの公費負担の差を考慮したもので、児童手当などの制度を参考に、所得に応じて月額2万円と1万円を新たに設定し拡充したものでございます。特に負担の大きい低年齢児を重点的に考え、3歳児以上は補助金額を据え置いたものでございます。次に、施設に対する補助等についてでございますが、待機児童対策として川崎認定保育園を拡充しており、子ども・子育て支援新制度への対応も進める中で、運営事業者の意向を確認しながら認可化や小規模保育事業等への移行を支援してまいります。また、施設に対する援護費については、安定した運営を確保するためにも継続してまいります。次に、家賃補助についてでございますが、施設規模を限定して補助を行っておりますが、運営事業者団体等から御要望をいただいておりますので、新制度対応などの状況を精査しながら検討してまいりたいと考えております。次に、助成対象児童についてでございますが、平成26年4月以降につきましては、待機児童ゼロの実現に向けた新たな挑戦でお示ししたとおり大幅な予算拡大を図ったところでございますので、今後につきましては保育に欠ける児童全てを対象として援護費を援助してまいります。

次に、保育士の人材確保策についてでございますが、本市主催の就職相談会や神奈川県等との共同で運営する保育士・保育所支援センターの事業におきまして、就職を希望する学生や潜在保育士と、採用を希望する運営法人のマッチングを行い、市内保育所への就職の促進を図ってまいります。また、認可外保育施設の保育従事者の保育士資格取得支援につきましては、子ども・子育て支援新制度の施行を視野に入れ、保育士資格取得費用の一部を助成し、認可外保育施設の認可保育所等への移行を支援するものでございます。次に、保育士用宿舍借り上げ支援についてでございますが、市内勤務の保育士の確保対策としては一定の効果があると考えておりますが、県内の保育士養成校との連携を強化し、平成26年度に取り組む就職相談会や再就職支援などの保育士確保対策の充実を図ってまいりたい

と考えております。次に、子ども・子育て支援新制度への対応についてでございますが、平成27年4月に川崎認定保育園からの認可化や小規模保育事業等への移行を希望する施設につきましては、可能な限り早い段階で選考し、移行等に関する保育内容や運営面での支援や施設改修についての補助等を実施してまいりたいと考えております。なお、施設運営の仕組みづくりにつきましては、新制度における公定価格等が示されることが一つの判断材料となることから、国の動向を踏まえ、その後、支援等の取り組み内容を検討してまいりたいと存じます。

次に、利用者支援等についてでございますが、本年1月から区役所において職員体制を強化し、保育所入所不承諾となった保護者等のニーズに応じて、川崎認定保育園等の案内など、きめ細やかな相談とアフターフォローをスタートしたところでございます。その一環として、2月10日から3月1日まで、平日及び土曜日において相談時間を延長し、仕事等で忙しい共働き世帯などへの相談機会の拡大を図ったところでございまして、対象者全員に選考結果通知に同封してお知らせするとともに、市政だよりへの掲載や報道機関への情報提供なども積極的に行ったところでございます。次に、平成26年4月の待機児童数についてでございますが、区役所でのきめ細やかな相談、アフターフォローの実施のほか、保育受入枠の拡大を図るとともに、新たな公立保育所による民間保育所等の支援や人材育成を進め、保育の量的拡大、質の維持向上を確保しながら、平成27年4月の待機児童ゼロにつながるよう大幅に縮減してまいりたいと考えております。次に、保育料の見直しについてでございますが、平成27年度以降の保育料につきましては、同年度から施行が予定されております子ども・子育て支援新制度の制度設計の中で国において基準保育料が示されるものでございますので、それに基づき本市の保育料につきましても改めて検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○副議長（飯塚正良） 健康福祉局長。

〔健康福祉局長 伊藤 弘登壇〕

◎健康福祉局長（伊藤弘） 健康福祉局関係の御質問にお答え申し上げます。

医療と介護の連携体制のあり方についての御質問でございますが、初めに、医療及び介護の確保のための事業計画についてでございますが、現在、国会に上程され審議が行われております地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律案におきまして、都道府県及び市町村は、厚生労働大臣が定める総合確保方針に即して計画を作成することができるものとされております。本市におきましては、特に都市部において課題となっております在宅医療、介護従事者の顔の見える関係づくりや人材育成、在宅医療と介護の充実に向けた取り組み等が継続できる計画の策定を想定しているところでございます。次に、医療機能のあり方についてでございますが、同法律案の病床機能報告制度におきましては、医療機関がその有する病床において担っている医療機能の現状と今後の方向を選択し、都道府県知事に報告するとされております。また、都道府県は、地域の医療需要の将来推計や報告された情報等をもとに、二次医療圏ごとの各医療機能の将来の必要量を含め、その地域にふさわしいバランスのとれた医療機能の分化と連携を適切に推進するための地域医療構想を策定することとされており、本市医療圏にお

きましても、急性期病床から高齢化に伴い需要が増えていく回復期・慢性期病床への転換など、医療機能の分化と連携が図られるものと考えているところでございます。次に、在宅医療への支援につきましては、緊急時における後方病床の確保が重要であることから、患者があらかじめ指定した病院に緊急入院する場合の診療報酬に加算が認められる在宅療養後方支援病院が新設されるなど、平成26年度の診療報酬改定を契機に、開業医の在宅医療への取り組みが一層促進されていくものと認識しております。次に、医療と介護の連携についてでございますが、医療従事者と介護従事者におきましては、互いの業務内容を十分に把握できていないなど、これまで連携が進みにくい側面がございました。こうしたことから、医療、介護にかかわる多職種間で顔の見える関係づくりを進めるため、川崎市医師会と連携して在宅医療に関連した7つの団体の代表者により構成する在宅療養推進協議会を昨年12月に設置し、多職種連携の強化、在宅療養者に対する一体的な支援体制の構築に向けた協議を開始したところでございます。具体的には、在宅医療に対応していただける開業医の情報などを盛り込んだ在宅医療資源ガイドブックや、在宅療養者の自宅に配置して本人の基本情報、薬剤情報、週間介護スケジュールなどを多職種間で共有することを目的とした在宅療養連携ノートの作成に取り組むとともに、本年2月に在宅医療に関連する多職種、約150名の方々に御参加いただき、在宅チーム医療を担う地域リーダー研修を開催したところでございます。団塊の世代が全て後期高齢者となる2025年に向け、急増する在宅医療に対する需要への対応が求められておりますので、今後におきましても医療提供体制の確保に努めるとともに、地域包括ケアシステムの構築に向け取り組んでまいります。次に、県に設置される新たな基金の創設についてでございますが、神奈川県によると、現段階では詳細は未定であるとのことでございましたので、本市におきましては、基金に係る動向を注視しながら、当面、今年度と同様に神奈川県地域医療再生計画事業費補助金を活用して、在宅医療連携推進事業の推進を図ってまいりたいと考えております。以上でございます。

○副議長（飯塚正良） まちづくり局長。

〔まちづくり局長 田中敬三登壇〕

◎まちづくり局長（田中敬三） まちづくり局関係の御質問にお答え申し上げます。

初めに、設計図書についての御質問でございますが、入札価格は、入札に参加した各社が独自に有する資材及び職人の調達価格等で決定するものであり、入札価格を正確に積算するためには、発注者が設計図書等において施工条件や数量、材料や機器の仕様等を明確にすることが重要と考えております。また、入札参加者が設計図書等に基づき、各社の有する経験と知識をもとに適切な積算を行い、入札参加、受注することが真の技術力を確保することになると考えております。これらを踏まえ、設計図書等において積算に必要な情報を詳細に記載することや、入札時に提出される入札参加者からの質問書に対し適切に回答することなど、国や他都市の動向も注視しながら正確な入札価格を積算できるよう引き続き努めてまいります。

次に、横浜市営地下鉄3号線延伸に向けた本市の今後の対応についての御質問でございますが、横浜市では、来年度に川崎市域を含むあざみ野一新百合ヶ丘間について、整備手

法の検討や事業化に向けた基礎的な調査を行うとのことですので、本市といたしましては、これに応じ、ルートやまちづくりへの効果、事業手法などの基礎的な項目について既存資料やデータを活用し検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、路線バス社会実験支援制度についての御質問でございますが、路線バスにつきましては、高齢化が一層進んでいく中で、身近な地域における交通手段として、その役割がますます重要となっていくことから、地域のニーズに合わせ、バス事業者が路線新設や既存路線の増便、延伸等の検討を積極的に進めることにより、サービスを充実することが必要と考えております。このため、バス事業者が路線の検討を行う際に地域の具体的な需要を把握する仕組みとして、路線バス社会実験支援制度を創設したものでございます。その具体的な内容といたしましては、6カ月程度を目安として社会実験を行い、実験に要した経費から運賃収入を差し引き差額が生じた場合は、その2分の1を市がバス事業者へ補助するものでございます。また、来年度につきましては麻生区内で1路線の社会実験を予定しているところでございます。以上でございます。

○副議長（飯塚正良） 建設緑政局長。

〔建設緑政局長 大谷雄二登壇〕

◎建設緑政局長（大谷雄二） 建設緑政局関係の御質問にお答え申し上げます。

公共工事の設計積算についての御質問でございますが、初めに、市場価格の予定価格への反映についてでございますが、建設緑政局における積算基準につきましては、国で定めた基準に基づき神奈川県、横浜市、相模原市、川崎市の4者で毎年土木工事標準積算基準書を作成し用いております。また、資材単価につきましては原則年4回の市場調査により資材等単価表を作成するとともに、物価資料等も利用し、さらに労務単価につきましても、国が実施主体となっております労務費調査の結果を反映した公共工事設計労務単価を用いております。なお、これらの積算基準や単価は実勢価格を反映させるよう国や自治体が必要に応じて実態調査を行い、適宜改定しているところでございます。また、急激な賃金水準または物価水準の変動により予定価格に反映できなかった契約案件に対しましては、国の指導のもと、労務単価の特例措置や川崎市工事請負契約約款第26条第6項に基づく、いわゆるインフレスライドなどを運用いたしまして請負代金の変更に応じているところでございます。次に、工期の算定についてでございますが、工種及び施工規模に応じた作業日数に準備及び後片づけの日数、さらには4週8休体制を加味した休日等や雨天を考慮した不稼働日などを加算して工期の算定を行っているところでございまして、今後も実態に即した工期の算定に努めてまいります。以上でございます。

○副議長（飯塚正良） 交通局長。

〔交通局長 田巻耕一登壇〕

◎交通局長（田巻耕一） 交通局関係の御質問にお答え申し上げます。

コミュニティ交通についての御質問でございますが、市バスでは、これまでも運行にかかわるノウハウ等を地元協議会に提供するなど、コミュニティ交通の推進に協力してきた

ところでございます。市バスの運行は、大型・中型バスを基本として輸送需要に適切に対応し、市バスネットワークの維持充実に努めておりますが、一方で、コミュニティ交通は道路環境等の状況により路線バスが運行できない地域において、地域住民等が主体的に取り組み、運営等にも参画するものでございます。このようなことから、コミュニティバスとして使用するマイクロバス車両等を保有し実地運行等の検討を行うことは、市バス事業全体としての運行の効率性や採算性の確保の観点等から難しいものと考えております。しかしながら、今後も積極的に市バスとしてのノウハウを提供するとともに、関係部局との連携協議等を進め、公営バス事業者として本市のバスネットワークの充実に向けてより一層の支援、協力を行ってまいります。以上でございます。

○副議長（飯塚正良） 消防局長。

〔消防局長 福井昭久登壇〕

◎消防局長（福井昭久） 消防局関係の御質問にお答え申し上げます。

初めに、災害に強いまちづくりに向けた具体的な取り組みについての御質問でございますが、平成26年度予算における消防力の総合的な強化を図る主な取り組みといたしまして、新規事業としては消防ヘリコプターの整備及び消火用具の整備を、それから、拡充する事業といたしましては消防団活動の充実強化を、継続事業としては消防通信の基盤強化及び緊急消防援助隊活動拠点の整備を予定しているところでございます。このうち、新規事業の消防ヘリコプターの整備につきましては、平成6年に配置したそよかぜ2号機が運用開始から20年を経過し老朽化が進んでおりますことから、平成26年度からの2カ年での整備を予定しているものでございます。次に、拡充する事業といたしましては、消防団員の災害現場への出動や訓練の際に支給される手当の範囲を見直し消防団員の処遇改善を図りますほか、大震災時に津波被害が予想される臨海部地域の消防団車両に新たにMCAデジタル無線機12台を拡充整備するなど、安全装備の充実強化を図る予定でございます。次に、継続事業といたしましては、消防通信の基盤強化として消防救急無線のデジタル化、消防指令システムの更新に向けた基本計画等の策定を行いますほか、緊急消防援助隊活動拠点の整備といたしまして、平成26年10月には建物本体の工事に着手し、平成27年12月の完成を目指しているところでございます。

次に、消火ホースキットの配備等についての御質問でございますが、初めに、配備の根拠についてでございますが、今後発生が懸念される首都直下地震等の大規模災害に対応するためには、公助はもとより市民及び地域が有する自助、共助と連携した取り組みの推進が何よりも大切なものであると認識しておりまして、これまで設置しておりました街頭消火器よりも消火効果が高く、高齢者や女性など地域住民の方でも使いやすい消火ホースキットを市内の175カ所の避難所に配備し、自主防災訓練等を通じて地域住民の皆様に初期消火活動の重要性を広く御理解いただき、地域防災力の向上を図ろうとするものでございます。次に、このキットの装備内容についてでございますが、消火栓にホースを直づけするためのスタンドパイプ、長さ20メートル、口径40ミリのホース4本、ノズル、消火栓開閉器を台車にセットしたものでございます。次に、訓練指導についてでございますが、消防職員、消防団員が自主防災訓練等あらゆる機会を通じて地域住民の皆様に適宜取り扱い方

法を指導してまいりたいと考えております。

次に、更新時期を迎えたホース等の装備品の活用策についての御質問でございますが、消防用ホースにつきましては、日本消防ホース工業会が推奨しております耐用年数は6年から7年とされております。本市におきましては、使用状況等を考慮し10年を目安として更新しておりますが、各消防署で毎年行っております耐圧試験により安全性が確認されたホースにつきましては、更新目安の10年を超えても引き続き使用しております。この耐圧試験におきまして漏水や損傷が見られ修理できないもの、また、高圧の送水に使用できないホースにつきましては廃棄することとしておりますが、損傷等の程度によりましては低圧での送水に使用できますことから、町内会等で有効に活用していただいているところでございます。以上でございます。

○副議長（飯塚正良） 織田議員。

◆36番（織田勝久） それでは、再質問させていただきます。

退職職員の再就職について市長に再度伺います。市長は、再就職の透明性、公平性を確保するため、報酬限度額500万円を遵守するとのことですが、菊地副市長も在籍しておられた川崎市信用保証協会会長では、いまだおよそ年収780万円と限度額を超えた報酬を得ています。いつまでにどのように改善していくのか明確にお答えをいただきたいと思っております。また、任期及び在職期間限度を原則として65歳までにするとのことですが、例外とはどのような状況なのか、例外を設けないようにできないのか伺います。次に、求人依頼のあった出資法人等へのマッチングについては、局長級の退職職員を対象に民間委員が含まれた選考委員会で選ぶとのことですが、市長が望む透明性、公平性の確保はもとより、出資法人の人材の確保の観点からも部長級、課長級並びに学校長も対象とすべきですが、今回なぜ課長級（170ページに「局長級」と訂正）としたのか。また、今後の検討状況について伺います。さらに、出資法人等とする範囲を指定管理者や社会福祉法人等その他法人まで拡大すべきですが、見解を伺います。あわせて、各級における今年度の出資法人等への再就職希望状況と、過去3年間の再就職状況も伺います。続けて、選考委員会設置について、具体的な内容とその人数、必要となる手続、今後のスケジュール、民間委員はどのような方々を想定しているのか伺います。最後に、要綱や指針の整理に当たり、現在取扱要綱に定められた公表において、退職後2年間の範囲で行おうとしておりますが、雇用と年金のあり方を考慮すれば、再就職先を退職する原則として65歳まで公表の範囲を拡大すべきと考えますが、見解を伺います。

次に、待機児童対策及び子育て支援について市長に再度伺います。我が会派は、これまで子育て支援の一環として、保育所待機児童対策に取り組んでまいりました。子育て支援全体の充実ということが前提ということでもあります。認可外保育施策の充実として、平成26年度予算で川崎認定保育園の保護者保育料補助の拡充が図られたのは一定の評価をするところであります。しかし、さきの質問では、川崎認定保育園以外の地域保育園など公費助成の対象にならない園へ通わせている保護者への助成は行わないとのことでも本部長の答弁でありました。同じ保育に欠ける児童の要件でありながら、公費助成の入っていない地域保育園等の保護者が支給対象になっていない現実の改善も、これまでたびたび求めてま

いました。子育て支援施策として、公平性の観点からも早急な運用の改善が必要と考えますが、今度は市長にお伺いをいたします。

学校施設の木質化、断熱化について教育長に伺います。平成26年度は改築や再生整備の改修を実施する学校において取り組むとの答弁でしたが、特別教室へのエアコン設置や附帯設備の耐震化など多くの課題を抱えている中、木質化や断熱化などの優先順位をどのように考えているのか伺います。平成26年度の具体的な事業内容についても伺います。

指定管理者制度、民間活用推進委員会のあり方について再度伺います。委員の公正性、適正性の担保について答えを求めましたが、市長答弁において、確保に努めるにとどまっております。さきに事例も挙げ提言しましたが、今後の具体的な取り組みについて総務局長に伺います。セルフモニタリングについて、指定管理者みずからが評価することについて懸念を指摘しました。市長は、客観性や実効性のある評価が実施されているものと考えていると御答弁されましたが、その根拠は何であるのか。また、指定管理施設において、利用者の声、意見をどのように業務改善につなげていくのか、これについても明確なお答えは返っておりません。今回の指摘は、制度の新しい政策提言となります。改めて当局に改善点と認識について伺っておきます。

新たな総合計画について総合企画局長に再度お伺いをいたします。さきの市長答弁では、策定については2年程度の期間は最低限必要なことから、平成27年度中を目途に計画を策定していくとのことでありました。私どもが非常に懸念いたしますのは、財政フレームがない中での市政運営が今後2年間にわたり行われていくという事実であります。総合計画の策定については、市民生活の一層の向上の視点から、私ども議会も協力、努力は惜しまない決意であります。そこで、2年を待たずに少しでも早い策定スケジュールを考えられないのかお伺いをいたします。

次に、基本構想の具体的なイメージについて、例えば、現総合計画のような市政運営方針や政策の基本方向を掲げる具体性を持った10年程度の計画とするのか、それともかつての2010プランのような理念的な中期構想とするのか、具体的なイメージについて伺います。次に、基本構想を議会に求める議決のタイミングをいつごろと考えているのか伺います。

次に、行財政運営に関する改革プログラム案では、市役所の内部改革について、今後2年間の取り組みを総合計画の策定に先立って先行させるとのことです。職員定数の見直しをどのように進めるのか。平成26年度から2年間で300人程度の削減を見込むとのことですが、定員削減自体を目的とするのか、さらには事務事業に人を張りつけるとの基本的な職員定数の考え方からすると、総合計画が未策定で今後の事務事業が正確に確定できない現状のもとで、職員の配置を含め、どのように市役所の内部改革を進めていくのか、これは総務局長にお伺いをいたします。

減債基金の返済見通しについて財政局長に伺います。過去の答弁では、減債基金からの借入利息については、貸付期間に応じた市中銀行大口定期預金の利率を参考に決定していること、減債基金から実際に借り入れた額の返済は、減債基金からの新規借り入れを行わずに収支均衡を図るという目標を達成した段階で速やかに返済していくとのことでありました。まず、平成26年度予算において、平成24年度の活用額67億円の借入利息をどの程度見込むのか伺います。また、財政状況が厳しい中、借入元金の返済は従来の考え方では返済めどが立ちにくいことも予想されます。厳しい状況であっても計画的に元金返済を進め

ていくべきと考えますが、見解を伺います。

区の機能強化に向けた取り組みについて、市民・こども局長にお伺いをいたします。新規の500万円については、区の新たな課題即応事業費として一応新規の科目名がついております。しかし、予算編成過程で財政当局との予算査定も十分に行われていない、つまり、予算の使途が不明なまま、あたかも区長へのつかみ金のように予算化されてしまったことに奇異の念を感じずにられません。また、使途が曖昧な予算を議会において議決することに不安を覚えるわけであります。そこで再度伺います。予算の執行ルールはどうなっているのか、明確に答弁願います。区長の独断のみで本当に執行できるのか。また、区役所庁舎の修繕など維持補修に使用することはできるのか。道路公園センターの支出に流用できるのか。また、支出のできない項目としてどのような事業を想定しているのか伺います。さらに、使用せず不用となった場合の次年度以降の扱いについて伺います。

川崎縦貫道路整備について、建設緑政局長に伺います。まず、現在施工中のⅠ期区間工事の進捗状況及び完了目途の時期について伺います。次に、京浜急行川崎大師から京急川崎までの連続立体交差事業の見通しが立っていないことや、国道15号以西の具体的な検討が進まないこと、2020年東京オリンピックを見据えた東京都側の工事が前倒しとなる可能性等々、Ⅱ期計画の実現に向けた条件整備がさらに厳しくなっていくことが予想されます。従来以上のスピード感を持った対応が必要ですが、見解を伺います。以上です。

○副議長（飯塚正良） 市長。

◎市長（福田紀彦） 職員の再就職についての御質問でございますけれども、公的年金の報酬比例部分の支給開始年齢が平成25年度以降段階的に65歳に引き上げられることから、本市といたしましては、人事の新陳代謝を図り、組織活力の維持及び職員の意欲と能力を最大限活用できるよう、再任用制度の活用を初めとした再就職全般について見直しを予定しております。初めに、局長級を選考の対象としたことにつきましては、今回新たに選考委員会を設置すること、さらに、今年度は開催時期まで準備期間が短いことなどから、まず、局長級の職員をその対象としたところでございます。次に、出資法人等への再就職の希望状況等につきましては、今年度は局長級7人、部長級21人、課長級29人、学校長4人で行ってまいりまして、また、過去3年間の再就職の合計は、局長級15人、部長級19人、課長級28人、学校長16人で行ってまいります。なお、選考委員会における対象及び範囲、報酬限度額の遵守への対応、任期及び在職期間、民間委員の選定や公表範囲の拡大などにつきましては現在具体的な検討を進めているところでございますので、要綱等の整備を行い3月中に公表してまいります。いずれにいたしましても、退職管理の適正化の徹底及び再就職の透明性、公平性の確保に向け、引き続き努めてまいります。

次に、待機児童対策及び子育て支援についての御質問でございますが、待機児童ゼロの実現については、市の最重要課題として位置づけ、限られた財源の中で施策の集中と選択をしっかりと図りながら、スピード感を持って取り組むとしたところでございます。つきましては、本市の待機児童対策の有効施策として位置づけている川崎認定保育園の積極的な活用を図るためにも、保育に欠ける児童の保護者に対し、認可保育所の保育料との格差を縮減するため、保護者保育料補助の制度を大幅に拡充したものでございます。また、地

域保育園につきましては、本市が定めた職員配置や保育スペースなど、基準を満たした施設について、昨年4月に25施設、本年4月に24施設を新たに川崎認定保育園に認定することにより、施設数も拡充するとともに、対象者の拡大も図ったところでございます。以上でございます。

○副議長（飯塚正良） 教育長。

◎教育長（渡邊直美） 教育環境の整備についての御質問でございますが、学校施設の木質化及び断熱化につきましては、校舎改築や再生整備における必須の整備メニューの一つでございます。全面的な改築によらない改修事業におきましては、未整備の空調設備やエレベーター、太陽光発電設備の整備等と同時に実施するものでございます。平成26年度の事業内容でございますが、西丸子小学校、久末小学校においては再生整備の手法による校舎改修、子母口小学校・東橋中学校合築及び上丸子小学校においては校舎改築の手法により、木質化、断熱化を含めた教育環境の改善に取り組んでまいります。また、長期保全計画に基づく再生整備の本格実施に伴う改修につきましては、8校の基本設計に着手し、平成28年度から改修工事を実施する予定でございます。以上でございます。

○副議長（飯塚正良） 総務局長。

◎総務局長（小金井勉） 初めに、行財政運営に関する改革プログラムについての御質問でございますが、このプログラムにおいては、職員定数の削減自体を目的とするものではなく、行政需要の増大に的確に対応しながらも、効率的・効果的な行政体制の構築に取り組むことで、結果として2年間で300人程度の職員削減を見込んでいるものでございます。市役所の内部改革につきましては、これまでの取り組みや経過を十分に踏まえた上で、このプログラムに基づき計画的かつ着実に推進し、簡素で効率的な執行体制の構築を進めるとともに、新たな行政需要などへの対応につきましてもサマーレビューや予算編成などと連携を図りながら、業務の実情に応じ必要な執行体制の整備を進めてまいります。

次に、指定管理者制度についての御質問でございますが、初めに、指定管理予定者の選定に係る民間活用推進委員会につきましては、委員の就任に際し、各施設の性質や利用状況等に応じて公正な判断をすることができないと認められる利害関係の範囲を定め、あらかじめ適した候補者を選考するとともに、応募団体との関係性の有無を複数回にわたり確認し、その事実を議事録に残すなど、さらなる審査の公正性や適正性を図ってまいります。次に、モニタリングについてでございますが、施設の設置目的を踏まえ、質の高いサービスを安定的に提供していくためには、業務を遂行する指定管理者と指導監督を行う施設所管局の双方がそれぞれの立場と責任において適切なモニタリングを実施し、民間活用推進委員会の審議によって客観性を担保する現行のモニタリング及び評価の仕組みをまずはしっかりと機能させることが大変重要と考えております。また、今後さらに増大、多様化していく利用者のニーズに的確に対応していくためには、実効性の高いモニタリングや評価手法、さらに利用者の意見をより適切に管理運営に反映させる仕組み等について検討が必要と考えております。こうしたことから、今後ともよりよいサービスを提供していくため、

他都市の事例も参考にしながら、適宜必要な見直しを図ってまいります。以上でございます。

○副議長（飯塚正良） 総合企画局長。

◎総合企画局長（瀧峠雅介） 新たな総合計画についての御質問でございますが、初めに、策定スケジュールについてでございますが、さまざまな課題の整理や多様な市民参加のプロセス、議会との意見交換、基本構想の議決等を経て、新たな総合計画をしっかりとつくり上げていくことが重要であると考えておりますので、2年程度の期間は最低限必要であると考えております。次に、現時点での基本構想のイメージについてでございますが、川崎市の特色を生かした都市像などをお示しできるように、現在その内容などについて検討しているところでございます。また、基本構想のもとに、10年程度を対象とし、市政運営の基本的な考え方や施策展開の方向性などで構成される基本計画の策定を想定しているところでございます。次に、基本構想等の議決についてでございますが、平成27年度中には具体性を持った実施計画も含めて新たな総合計画を策定することとしておりますので、その前段で議会にお諮りをさせていただくことを想定しているところでございます。以上でございます。

○副議長（飯塚正良） 財政局長。

◎財政局長（小林隆） 減債基金からの借り入れについての御質問でございますが、減債基金借入金の支払い利息につきましては、予算編成時における市中の定期預金の最高利率、年0.6%を参考に、今後の金利変動等を考慮した上で年1.2%として算定しております。平成26年度予算においては6,700万円余を計上しているところでございます。平成24年度決算における減債基金からの67億円の借り入れにつきましては、東日本大震災を踏まえた災害に強いまちづくりなど、市民の皆様が安心して日常生活を送るために必要な施策を推進するため、やむを得ず活用したものでございます。したがって、この借入金は早期に解消すべきものと考えておりますが、平成15年度に借り入れた17億円と比較して借入額も大きいことから、分割して返済することも視野に入れた検討が必要と考えております。今後とも厳しい財政状況が見込まれる中、必要な市民サービスを安定的に提供することが何より重要なこととなりますので、引き続き行財政改革などにより財政の健全性を確保するとともに、景気動向など本市を取り巻く社会経済環境等を見きわめ、適切に対応してまいりたいと考えております。以上でございます。

○副議長（飯塚正良） 市民・こども局長。

◎市民・こども局長（加藤順一） 区の新たな課題即応事業費についての御質問でございますが、新設しました区の新たな課題即応事業費につきましては、区が年度途中に把握し、緊急的に対応すべきと判断する課題について、区長の裁量で適切かつ迅速に対応できるようにしたものでございまして、あらかじめ事業費とすることにより流用手続きにかかる時間

を短縮するとともに用途を拡大するものでございます。次に、予算の執行ルールについてでございますが、事業実施につきましては、区長が必要性、緊急性などをもとに判断するものでございまして、執行に当たりましては、他の事業と同様に全市的なルールの中で手続を行い、適切に実施することにより、区長が区民の皆様に対して説明責任を果たせるようにするものでございます。次に、区役所庁舎の修繕や道路公園センターの事業についてでございますが、一義的にはそれぞれの事業費内において執行を検討すべきものでございますが、当初予算に計上されていない新たな課題への緊急的な執行は可能と考えております。次に、執行できない事業といたしましては、計画等に基づき実施されている事業や対人給付的な事業など、区域を越える全市的に影響のある事業などを想定しております。次に、不用となった事業費につきましては、次年度へ繰り越すなどの措置は行わないものとしております。なお、今後の区予算等の区役所のあり方につきましては、区への分権を推進する中で調査検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○副議長（飯塚正良） 建設緑政局長。

◎建設緑政局長（大谷雄二） 川崎縦貫道路についての御質問でございますが、初めに、川崎縦貫道路Ⅰ期事業につきましては、平成22年10月の大師ジャンクション供用後の高速部の残工事が今年度終了したところでございます。大師ジャンクション以西の整備につきましては、平成17年の首都高速道路公団の民営化に伴い、Ⅱ期計画の事業進捗にあわせて整備を図るなどの整備計画の変更が行われ、同区間の整備が先送りされておりますが、この際、国からは川崎縦貫道路Ⅱ期計画について、東京外かく環状道路東名以南との調整も含め、幅広く検討を進めることなどの対応方針が示されているところでございます。次に、Ⅱ期計画につきましては、これまでも外環道東名以南との一本化を含め、早期に計画の具体化を図ることを国の予算編成に対する要請などを通じて要望してきたところでございます。本市といたしましては、今後設置される予定でございます外環道東名以南についての検討の場において、川崎縦貫道路計画を含めた幅広い検討を進め、計画の早期具体化を図るよう引き続き国に要望してまいります。以上でございます。

○副議長（飯塚正良） 織田議員。

◆36番（織田勝久） それでは再度質問させていただきたいと思いますが、出資法人等への再就職について再度質問させていただきたいんですが、その前に、ちょっと私の質問ですね、1カ所訂正をさせていただきたいと思いますが、退職職員の再就職について、選考委員会で選ぶ対象を、私は何か課長級と発言したようでございます。これは局長級ということでございますので、訂正をお願いいたします。答弁はそのまま結構でございます。

出資法人等への再就職について再々質問させていただきます。今月中に局長級を対象とした選考委員会を設置するとのこととあります。懸念いたしますのは、選考委員会のメンバーいかによっては現職局長が退職局長を選ぶという、極めて組織内だけの議論に陥るとともに、今までの一般職員まで含めたマッチングと称する不透明なあっせん状況を正式に制度化してしまう、そういうことにもなりかねないわけとあります。選考委員会が第三

者委員を入れて公平公正に選定する機能ができるのか、明確にお伺いをいたします。対象範囲を局長級に限るのか、先ほどの答弁にありましたように、今年度再就職を希望する局長級に対する選考予定はわずか7名と形ばかりであります。公約に掲げられた天下り禁止を徹底するのであれば、さらに再就職の対象に指定管理者や社会福祉法人等々まで含めることができるのか、これについても具体的にお伺いをいたします。天下り禁止を選挙公約で約束されたのは市長であります。以上、明確な答弁をお願いいたします。

○副議長（飯塚正良） 市長。

◎市長（福田紀彦） 出資法人等への再就職についての御質問でございますが、選考委員会の公正性及び公平性、また、対象及び範囲などにつきましては現在具体的な検討を進めているところでございますので、要綱等の整備を行い、3月中に公表してまいります。いずれにいたしましても、退職管理の適正化の徹底及び再就職の透明性、公正性及び公平性の確保に向け、引き続き努めてまいります。以上です。

○副議長（飯塚正良） 織田議員。

◆36番（織田勝久） 出資法人等への再就職について意見要望を申し上げたいと思います。今月の下旬には再就職先を決めなければいけないことを考えますと、猶予は今から2週間程度しかないわけでありまして。それにもかかわらず、選考委員会のメンバーも未定、開催日時も未定というのは、極めて具体性に欠けております。再三繰り返しておりますが、現職の市幹部が中心となり進められる選考委員会では、公平性や透明性を確保することは極めて困難で、再就職に対する現行制度を既成事実化する懸念が強く残るわけでありまして。天下り禁止を選挙公約で掲げたのは市長であります。選定委員会のメンバーには、少なくとも外部委員を半数以上参加させるなどして、いわゆる役人主導とならないような制度設計を強く求めておきます。

あわせて要望を何点か申し上げたいと思います。

まず、行財政運営に関する改革プログラム案について要望をいたします。良質で持続可能な市民サービスを提供していくためには、本市職員がおのこの事業において質、量ともに社会環境の変化に応じて適切であり続けることが必要であります。現在、おのこの業務の実情を反映した職員体制の整備に取り組んでいることになっております。個々の業務に対する最適化を真に考えるのであれば、その能力や特性に応じた職員の適材適所の配置を積極的に推進することをこれまで以上十分留意しながら取り組むべきです。川崎再生アクションシステムと人事評価の連動を含め、職員数はもちろん、執行業務の質の確保の面でも客観的手法の採用や導入、目標値などの検討も図るべきと考えます。当然、その際には評価や検討の場面における必要以上の本来業務の圧迫、そういうようなことも回避しなければならないことをあわせて要望いたしておきます。

コミュニティ交通に関連して要望いたします。地域交通の充実に向けた取り組みとして、既存の路線バスネットワークを活用するというを手引きの運用改訂の目玉としているようであります。しかし、そもそも採算がクリアできるのであれば、とっくにバス事業者

が事業参入を図っているはずであることを忘れてはなりません。既存のバス事業者が所有する中型・大型バス車両が通行することができない地形や、道路環境問題を一体どのように解決して、交通不便地域に居住する市民の移動の手段を確保するのかという議論がコミュニティ交通導入の原点であったと記憶をいたしております。約10年間の経過を経て、今さら既存の路線バスネットワークを活用とは、この間のそれぞれの地域でコミュニティ交通実現に汗を流しながらもいまだ実現に至らない市民に理解と共感が得られる方針とは思われません。再考を強く求めておきます。

一方で、市バスにコミュニティバス車両などを保有して実地運行を行うなど積極的な関与を提言いたしました。しかし、市バス事業全体としての運行の効率性や採算性の確保の観点から難しいとの答弁でありました。しかし、市民の意向を十分に把握した上で積極的にコミュニティバス事業に企画参入していくことが本当に必要だろうと思います。例えば、麻生区のように市バスが2路線しか運行していない地域では、そもそも市バスの事業の存在意義に疑問を抱く人が少なからずいると、そういうことも仄聞しているわけでありますので、市の直営事業としての市バスの存在意義を示す最後の大きなチャンスであることを指摘しておきます。早急な検討を強く求めておきます。

以上で質問を終わります。